

伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育施設等の臨時休業により、子どもの預かりが必要となり、伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成29年伊勢原市告示第61号。以下「実施要綱」という。）に基づく伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業を利用した者に対し、予算の範囲内において、伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

(実施主体)

第3条 実施主体は、伊勢原市とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、実施要綱第7条第2項の規定により入会の承認を受けた依頼会員又は両方会員（以下「依頼会員等」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育施設等の臨時休業により、実施要綱第14条第1項第4号に掲げる相互援助活動（以下「預かり援助」という。）を利用した者とする。

(助成対象期間)

第5条 助成の対象期間は、預かる子どもが通う保育施設等が新型コロナウイルス感染症対策に伴い臨時休業している期間とする。ただし、伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第10号）第3条に規定する休業日は除くものとする。

(助成対象経費)

第6条 助成金の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い保育施設等が臨時休業したことにより、預かり援助を利用した際に依頼会員等が支援会員に支払う実施要綱別表に定める報酬等（当該保育施設等の通常の開所時間中において算定した報酬に限る。）に相当する経費とする。ただし、交通費（子ども等の送迎等に伴い支援会員が負担した公共交通機関等の費用を含む。）、食費等依頼会員等の実費負担となる経費を除く。

2 一回の援助で預かり援助及び預かり援助以外の援助を同時に行っている場合については、預かり援助に係る報酬に相当する経費のみを助成金の対象とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、助成対象経費の全額とする。ただし、子ども1人につき1時間当たり800円を上限とし、かつ、1日当たり6,400円を上限とする。

2 実施要綱別表第4項の規定に該当する場合の上限は、前項ただし書の規定にかかわらず、子ども1人につき1日当たり3,200円とする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の定める期日までに、伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付申請書（第

1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 援助活動報告書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(助成金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、助成金の交付又は不交付を決定し、その旨を伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該決定の日から30日以内に指定された口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、依頼会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付額の全部又は一部の決定を取り消し、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和2年10月30日告示第128号)

この告示は、令和2年11月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年10月7日告示第137号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育施設等の臨時休業等により伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業を利用したため、利用助成金の交付を受けたいので、伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

フリガナ 申請者氏名 (会員名)		生年月日	会員番号
	(署名・自署)		
住所	〒 伊勢原市	電話番号	

フリガナ 児童氏名		生年月日
通学・通園先 名称		通学・通園先の 臨時休業期間

利用日	利用時間	支払済額	交付申請額
年 月 日	: ~ :	円	円
年 月 日	: ~ :	円	円
年 月 日	: ~ :	円	円
年 月 日	: ~ :	円	円
年 月 日	: ~ :	円	円
		合 計	円

- ※ 助成金（交付申請額）は、ファミリー・サポート・センター事業を利用した子ども1人当たり日額6,400円を上限とします。
- ※ 交通費や食費等、実費負担となる費用については交付対象外となります。
- ※ 子どもが通っている保育施設等が臨時休業している期間の預かりのみが交付対象となります。

振込先指定口座

金融機関名	銀行・信金 信組・農協・労金		本・支店名
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	金融機関コード	店舗コード
	<input type="checkbox"/> 当座		
	<input type="checkbox"/> その他		口座番号（右詰め）
口座名義	フリガナ		

※振込先は請求者ご本人（依頼会員または両方会員）名義の口座にしてください。

様

伊勢原市長



伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金の交付については、次のとおり決定しましたので、伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

決 定 の 内 容	交 付 ・ 不 交 付
助成金交付申請額	円
助成金交付決定額	円
不交付の場合の理由	
支 給 日	
支 給 方 法	

【備考】

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、
電話

）
（事務局直通）